

稚内市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、稚内市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2 会議は、市長並びに教育委員会の教育長及び委員が出席して開催する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が緊急に会議を開催する必要があると認める場合は、市長及び教育長（教育長が出席することができないときは、教育委員会の委員のうち少なくとも1名の委員）の出席により会議を開催することができる。

(会議の招集)

第3 市長は、会議の招集に当たっては、会議の日時、場所及び協議又は調整を行う事項（以下「協議事項等」という。）を教育委員会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後速やかに、会議の日時、場所及び協議事項等を本市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して公表するものとする。

3 市長は、教育委員会から法第1条の4第4項の規定による会議の招集の求めを受けたときは、会議を招集しなければならない。

(議長)

第4 会議の議長は、市長とする。

(会議の非公開)

第5 会議は、協議事項等が法第1条の4第6項ただし書に規定する場合に該当するときは、当該協議事項等に関する協議又は調整を非公開とし、その旨をホームページに掲載して公表する。

(会議の傍聴)

第6 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

- 2 傍聴人は、第5の規定により非公開とされた協議事項等に関する協議又は調整が行われる場合には、直ちに退場しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、会議の傍聴については、稚内市教育委員会傍聴人規則（昭和27年稚内市教育委員会規則第2号）の規定を準用する。

（議事録）

第7 市長は、会議の議事録を作成し、遅延なく、ホームページに掲載するものとする。ただし、第5の規定により非公開とされた協議事項等については、次項第3号及び第5号に掲げる事項を除いて公表する。

- 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載する。
 - （1） 会議が開催された日時及び場所
 - （2） 法第1条の4第2項各号に掲げる構成員の出席の状況
 - （3） 法第1条の4第5項の規定により会議に出席した関係者又は学識経験を有する者の職及び氏名
 - （4） 会議において協議又は調整を行った事項
 - （5） 発言者及び発言内容
- 3 議事録には、市長又は教育委員会の教育長若しくは委員のうちから会議で決めた1名が署名しなければならない。

（庶務）

第8 会議の庶務は、地方創生課において処理する。

（補則）

第9 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月11日から施行する。

この要綱は、平成28年12月16日から施行する。

この要綱は、令和元年9月3日から施行する。